

<議事内容>

1. 調査の方向性等に関する意見

- ・調査は、「①漁業への影響」「②自然環境への影響」「③採取業者側の経済的影響」の3つの柱で影響を整理し設計すべきである。
- ・県が、環境保全や一次産業の担い手確保など、具体的に何を優先するのか、何を大事にするかを示すことで、適切な調査手法が定まってくると考える。

2. 調査手法・効率化等に関する意見

- ・水深50m以深での直接調査は困難なため、水中の環境DNA調査の導入により、安価に広範囲をカバーする手法も検討に値すると考える。
- ・調査は文献整理や既存データの分析、シミュレーションなども含めた形で進めることが現実的と考えられる。
- ・採取業者が保有する測量データから地形変化が追える可能性があるため、活用を検討すること。
- ・特定海域での調査も必要だが、全体像を把握するため、粗くても全県的なデータをGIS等の情報システムに集積し実態を把握することが重要である。
- ・業者の自主報告に頼るのではなく、県などの第三者機関が責任を持ってモニタリングし、データを蓄積していく必要がある。

3. 影響評価の対象・範囲に関する意見

- ・漁業への影響は、単にSS（浮遊物質）や濁度の数値を測定するだけでなく、漁獲量への影響等も調査すべきである。
- ・海岸侵食等について、海砂利採取が県民の日常生活に影響を及ぼしていないか、現地調査等の実施も検討すべきである。
- ・海岸全体の変化について、気候変動に伴う海面水位の上昇や陸からの土砂供給（ダムの堆砂）、高潮や波浪など様々な影響等を考慮して検討してみてもどうか。
- ・採取海域での調査については、海砂利の種類が異なる海域毎に行うべきではないか。
- ・建設業界の健全な維持と安定供給を前提に、広域的な需要把握や代替骨材の検討、さらには、砂の再生メカニズムを含めた科学的知見に基づく資源管理のあり方を総合的に検討すべきである。

4. 規制の妥当性と安定供給等に関する意見

- ・規制によりどのような環境保全効果（ベネフィット）が得られるのか、その予測や見通しを評価に盛り込むべきである。
- ・県外の事例で、規制後の費用対効果がどの程度あったのか調べるのも有効である。
- ・県内の建設業界の安定を大前提に、総量規制には、高炉スラグやフライアッシュなど代替となる供給手段の確保が不可欠である。代替措置が伴わなければ、現場への負担の押し付けになりかねない。